

令和7年第2回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第6号	甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月25日	原案可決
議案第7号	甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月25日	原案可決
議案第8号	甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月25日	原案可決
議案第9号	甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月25日	原案可決
議案第10号	甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月25日	原案可決
議案第11号	甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月25日	原案可決
議案第12号	令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第4号)	令和7年3月25日	原案可決
議案第13号	令和7年度甲賀広域行政組合一般会計予算	令和7年3月25日	原案可決

議案第 6 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

令和6年度の人事院勧告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）が示され、国家公務員において対応がなされたことに伴い、本組合においても、給料表の改定のほか、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、地域手当などについて改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、在宅勤務等手当」を加える。

第6条第4項中「（その職務の級が7級であるものにあつては、3号給）」を削る。

第6条の2を削る。

第10条中第14号を第16号とし、第6号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 単身赴任手当

(7) 在宅勤務等手当

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族の」を「扶養手当の」に、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第14条の2第1項及び第2項を次のように改める。

第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同

じ。)が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第15条第1項第1号中「有料の道路(以下この項及び次項)を「有料の道路(以下この条)に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項及び第4項」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同項第2号中「定年再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」を「第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」に改め、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げ

る職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条の次に次の2条を加える。

（単身赴任手当）

第15条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

（在宅勤務等手当）

第15条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務

時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第22条第4項中「、扶養手当及び地域手当」を「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」に改め、同条第5項中「の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第23条第2項第1号中「の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第23条の3第1項中「及び第12条から第14条の2まで」を「、第12条及び第13条」に改める。

第31条第1項中「、地域手当」の次に「、単身赴任手当」を加え、同項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「及び住居手当」を削り、同条第3項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「及び退職手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000

35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	

68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				

101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害

を有する者」とあるのは
「(5) 心身に著しい障害を有する者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、
事情にある者を含む。）」

「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」
とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 新給与条例第15条第3項及び第15条の2第1項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年甲賀広域行政組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「から第14条の2まで」を「並びに第13条」に改める。

（甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年甲賀広域行政組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「第6項」を「第8項」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9

26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41

58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		

90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 7 号

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」の中で「仕事と生活の両立支援の拡充」として、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大し、また、介護離職防止のために仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を図ることとされ、本組合においても、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年甲賀郡行政事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項及び同条第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始

日とする改正後の甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 8 号

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正、給与制度のアップデートに伴う甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の改正に伴い、本条例が参照している条項が移動することから、所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の表中「第23条の2」を「第23条の3」に改め、「第14条」を削る。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定
により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

緊急消防援助隊として出動した職員に対する緊急消防援助隊手当を制度化し、
また、実災害現場における潜水活動を行った時に支給していた水難救助手当を、
訓練を含む潜水活動についても対象とするため、所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 緊急消防援助隊手当

第7条第1項中「除く」を「含む」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、消防学校や研修機関等における技能を習得するための研修は除くこととする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(緊急消防援助隊手当)

第10条 緊急消防援助隊手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、日額840円を基準額とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たす業務に従事した場合、当該基準額に各号を加算する。

(1) 日没時から日出時までの間において業務に従事した場合、基準額にその100分の50に相当する額を加算する。

(2) 当該作業が著しく危険であると認める場合、基準額にその100分の100に相当する額を加算する。

(3) 当該作業が著しく危険であると認める区域で行われた場合、基準額にその100分の100に相当する額を加算する。

3 緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 10 号

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規
定により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

し尿収集運搬業務における手数料徴収方法及び業務委託料について、これまで
の汲み取り券による前払い方式から、口座振替による後払い方式に移行する
ため、所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年甲賀郡行政事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条中「占有者」の次に「（占有者がいない場合には、管理をする者とする。以下同じ。）」を加える。

第7条中「収集」の次に「及び」を加える。

第9条第1項中「次に」を「規則で」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 11 号

甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例
の制定について

甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規
定により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

今後、議論が進む中で、より幅広い環境分野における有識者が必要となるとの
意見があり、委員数を現行の7人以内から10人以内とし、また、事務部局の
組織見直しにより、衛生課の建設推進室を廃止し、総務課に政策調整係を置き、
委員会の庶務を所掌することから、所要の改正を行うもの。

甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例

甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例（令和6年甲賀広域行政組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7人」を「10人」に改める。

第8条中「建設推進室」を「政策調整係」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

令和6年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

令和6年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,010千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,530,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年3月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

年度末における収入見込み、人件費、事業費等の支出見込みから歳入歳出予算の補正措置を行うもの。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,772,865 千円	△17,985 千円	2,754,880 千円
	1. 負担金	2,772,865	△17,985	2,754,880
3. 国庫支出金		0	1,335	1,335
	1. 国庫補助金	0	1,335	1,335
6. 諸収入		170,950	5,300	176,250
	2. 雑収入	170,947	5,300	176,247
8. 財産収入		0	340	340
	1. 財産売払収入	0	340	340
補正されなかった款に係る額		597,774		597,774
歳入合計		3,541,589	△11,010	3,530,579

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		1,087,977 千円	△4,010 千円	1,083,967 千円
	1. 清掃費	1,087,977	△4,010	1,083,967
4. 消防費		2,088,605	△7,000	2,081,605
	1. 消防費	2,088,605	△7,000	2,081,605
補正されなかった款に係る額		365,007		365,007
歳出合計		3,541,589	△11,010	3,530,579

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,772,865	△17,985	2,754,880
2. 使用料及び手数料	361,553	0	361,553
3. 国庫支出金	0	1,335	1,335
4. 県支出金	8,550	0	8,550
5. 繰越金	43,271	0	43,271
6. 諸収入	170,950	5,300	176,250
7. 組合債	184,400	0	184,400
8. 財産収入	0	340	340
歳入合計	3,541,589	△11,010	3,530,579

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	838	0	838				
2. 総 務 費	112,027	0	112,027				
3. 衛 生 費	1,087,977	△4,010	1,083,967			5,000	△9,010
4. 消 防 費	2,088,605	△7,000	2,081,605	1,335			△8,335
5. 公 債 費	249,142	0	249,142				
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	3,541,589	△11,010	3,530,579	1,335		5,000	△17,345

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 清掃関係負担金	675,535	△9,650	665,885	1. 清掃関係負担金	△9,650	経常経費
5. 消防関係負担金	1,979,553	△8,335	1,971,218	1. 消防関係負担金	△8,335	
計	2,772,865	△17,985	2,754,880			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 消防費国庫補助金	0	1,335	1,335	1. 消防費補助金	1,335	緊急消防援助隊活動費負担金
計	0	1,335	1,335			

(款) 6. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	170,947	5,300	176,247	1. 雑入	5,300	市指定ごみ袋販売収入 5,000 その他雑入 300
計	170,947	5,300	176,247			

(款) 8. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

1. 物品売払収入	0	340	340	1. 物品売払代金	340	鉄スクラップの売却
計	0	340	340			

3. 歳出

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	293,984	△1,010	292,974				△1,010	12. 委託料	△410	職員健康診断委託 △100 庁舎清掃業務委託 △100 消防設備点検業務委託 △130 電気設備保守点検業務委託 △80
								13. 使用料及び 賃借料	△600	パソコン賃借料
2. し尿処理費	151,506	△3,000	148,506				△3,000	10. 需用費	△3,000	薬剤費
3. ごみ処理費	635,841	0	635,841			5,000	△5,000			
計	1,087,977	△4,010	1,083,967			5,000	△9,010			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,793,542	△7,000	1,786,542	1,213			△8,213	4. 共済費	△7,385	県共済組合負担金
								22. 償還金 利子及び割引料	385	返還金
2. 消防施設費	295,063	0	295,063	122			△122			
計	2,088,605	△7,000	2,081,605	1,335			△8,335			

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	229 (2)	0	864,647	603,081	1,467,728	414,753	1,882,481	
補正前	229 (2)	0	864,647	603,081	1,467,728	422,138	1,889,866	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	△ 7,385	△ 7,385	

注 職員数（ ）内は、短時間勤務職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		184,814	168,150	40,238	22,798	20,005	35,782	7,775	49,874	561	9,053	51,302	12,729
補正前		184,814	168,150	40,238	22,798	20,005	35,782	7,775	49,874	561	9,053	51,302	12,729
比 較		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 0	給与改定に伴う増減分	千円 0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
令和7年2月1日現在	平均給料月額 (円)	318,056
	平均給与月額 (円)	445,721
	平均年齢 (歳)	39.6
令和6年2月1日現在	平均給料月額 (円)	311,855
	平均給与月額 (円)	474,922
	平均年齢 (歳)	40.3

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和7年2月1日現在	高 校 卒	188,000	188,000
	大 学 卒	213,600	220,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年2月1日現在	1 級	60 (1)	26
	2 級	28	12
	3 級	19 (1)	9
	4 級	62	27
	5 級	27	12
	6 級	26	11
	7 級	7	3
	計	229 (2)	100
令和6年2月1日現在	1 級	50 (1)	23
	2 級	30	14
	3 級	17 (2)	8
	4 級	61 (1)	28
	5 級	29	13
	6 級	25	11
	7 級	8	3
	計	220 (4)	100

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 主 幹 専 門 員	課長補佐 所長補佐 室長補佐	室 長 参 事 長 課 長 担 当 課 長 所 長	次 長 事務審議官 事務統括官 事務局長
消 防 職	主 事 消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	室 長 参 事 長 副 署 長 分 署 長 課 長 担 当 課 長 署 長	消防次長 事務審議官 事務統括官 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			行 政 職	
補	職 員 数 (A) (人)	229 (2)	229	(2)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	214	214	
正 後	号給数別内訳	2号級 (人)	0	0
		3号級 (人)	23	23
		4号級 (人)	191	191
	比 率 (B) / (A) (%)	93.4	93.4	
補	職 員 数 (A) (人)	229 (2)	229	(2)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	214	214	
正 前	号給数別内訳	2号級 (人)	0	0
		3号級 (人)	23	23
		4号級 (人)	191	191
	比 率 (B) / (A) (%)	93.4	93.4	

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有	
補 正 前	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有	
国の制度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有	

注 支給率 () 内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率 (%)	2.5	17
支給対象職員数 (人)	229 (2)	0
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3 ~ 6	20

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	1.0	1.0	1.0
支給対象職員の比率 (%) (令和7年2月1日現在)	95.2	95.2	95.2
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当、 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 13 号

令和 7 年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

令和 7 年度甲賀広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 7 2 7, 5 7 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日 提 出

甲賀広域行政組合管理者 松 浦 加 代 子

令和 7 年 3 月 2 5 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		3,162,350 千円
	1. 負担金	3,162,350
2. 使用料及び手数料		357,881
	1. 使用料	881
	2. 手数料	357,000
3. 県支出金		9,230
	1. 県負担金	9,230
4. 繰越金		9,500
	1. 繰越金	9,500
5. 諸収入		172,916
	1. 預金利子	50
	2. 雑入	172,866
6. 組合債		14,500
	1. 組合債	14,500
7. 財産収入		1,200
	1. 財産売払収入	1,200
歳入	合計	3,727,577

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		978 千円
	1. 議 会 費	978
2. 総 務 費		119,520
	1. 総 務 管 理 費	119,009
	2. 監 査 委 員 費	511
3. 衛 生 費		1,155,626
	1. 清 掃 費	1,155,626
4. 消 防 費		2,117,680
	1. 消 防 費	2,117,680
5. 公 債 費		330,773
	1. 公 債 費	330,773
6. 予 備 費		3,000
	1. 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		3,727,577

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和 8 年度触媒ろ布の製造	令和 7 年度から令和 8 年度まで	千円 42,486
市指定ごみ袋取扱い業務	令和 7 年度から令和 8 年度まで	千円 91,713
ごみ焼却灰等運搬業務委託	令和 7 年度から令和 8 年度まで	千円 34,430
ごみ処理施設用薬剤の購入	令和 7 年度から令和 8 年度まで	千円 87,051
し尿処理施設用薬剤の購入	令和 7 年度から令和 8 年度まで	千円 20,769

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業	千円 14,500	普通貸借 (証書借入)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただ し、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ る。
計	14,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	3,162,350	2,799,210	363,140
2. 使用料及び手数料	357,881	361,553	△3,672
3. 県支出金	9,230	8,550	680
4. 繰越金	9,500	9,500	0
5. 諸収入	172,916	172,862	54
6. 組合債	14,500	185,900	△171,400
7. 財産収入	1,200	0	1,200
歳入合計	3,727,577	3,537,575	190,002

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	978	838	140				978
2. 総 務 費	119,520	91,896	27,624				119,520
3. 衛 生 費	1,155,626	1,092,788	62,838			507,586	648,040
4. 消 防 費	2,117,680	2,095,783	21,897	9,230	14,500	20,823	2,073,127
5. 公 債 費	330,773	253,270	77,503				330,773
6. 予 備 費	3,000	3,000	0				3,000
歳 出 合 計	3,727,577	3,537,575	190,002	9,230	14,500	528,409	3,175,438

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 議会関係負担金	978	838	140	1. 議会関係負担金	978	平等割100%
2. 総務関係負担金	119,005	91,394	27,611	1. 総務関係負担金	119,005	平等割20% 人口割80%
3. 清掃関係負担金	870,772	696,483	174,289	1. 清掃関係負担金	870,772	経常経費 利用割100% (し尿処理実績、ごみ処理実績) 641,359 基幹的設備改良事業経費 利用割100% (ごみ処理実績) 229,413
4. 清掃関係建設負担金	9,946	8,913	1,033	1. 清掃関係建設負担金	9,946	平等割20% 人口割80%
5. 消防関係負担金	2,136,899	2,001,582	135,317	1. 消防関係負担金	2,136,899	消防関係基準財政需要額割100%
6. 消防関係建設負担金	24,750	0	24,750	1. 消防関係建設負担金	24,750	所在地の市100%
計	3,162,350	2,799,210	363,140			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

1. 行政財産使用料	881	881	0	1. 行政財産使用料	881	衛生 207 消防 674
計	881	881	0			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

1. 清掃手数料	350,000	354,672	△4,672	1. 清掃手数料	350,000	し尿処理手数料 74,976 浄化槽汚泥処分手数料 9,804 ごみ処分手数料 265,220
2. 消防手数料	7,000	6,000	1,000	1. 消防手数料	7,000	許認可手数料等
計	357,000	360,672	△3,672			

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 消防費県負担金	9,230	8,550	680	1. 消防費負担金	9,230	滋賀県消防学校派遣教官負担金
------------	-------	-------	-----	-----------	-------	----------------

計	9,230	8,550	680			
---	-------	-------	-----	--	--	--

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	9,500	9,500	0	1. 繰越金	9,500	
計	9,500	9,500	0			

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 預金利子

1. 預金利子	50	3	47	1. 預金利子	50	
計	50	3	47			

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	172,866	172,859	7	1. 雑入	172,866	雇用保険掛金 40 車両関係保険金 400 広告料 80 団体保険事務手数料 656 し尿くみとり券取扱業務負担金 40 市指定ごみ袋販売収入 156,826 市指定ごみ袋広告料 720 県防災ヘリコプター運航調整交付金 1,000 県防災ヘリコプター運航連絡協議会派遣元助成金 8,500 高速道路支弁金 4,323 その他雑入 281
計	172,866	172,859	7			

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

1. 消防債	14,500	185,900	△171,400	1. 消防債	14,500	非常用電源
計	14,500	185,900	△171,400			

(款) 7. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 物品売払収入	1,200	0	1,200	1. 物品売払代 金	1,200	鉄スクラップの売却 100 救助工作車の売却 1,100
計	1,200	0	1,200			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	978	838	140				978	1. 報酬	470	議長・副議長・議員
								8. 旅費	24	費用弁償
								9. 交際費	30	交際費
								10. 需用費	170	消耗品費
								11. 役務費	9	通信運搬費
								12. 委託料	110	議員研修バス運転業務委託
								13. 使用料及び 賃借料	132	会議録文字起こしシステム使用料
								17. 備品購入費	33	会議録文字起こし端末
計	978	838	140				978			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	119,009	91,531	27,478				119,009	1. 報酬	318	管理者・副管理者	240
										行政不服・情報公開・ 個人情報保護審査委員	78
								2. 給料	40,753	職員9人	
								3. 職員手当等	27,135	扶養手当	1,404
										地域手当	1,265
										住居手当	588
										通勤手当	837
										時間外勤務手当	1,062

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									管理職手当	2,921	
									期末手当	8,988	
									勤勉手当	8,750	
									児童手当	1,320	
								4. 共済費	20,092	県共済組合負担金	14,166
										県互助会負担金	137
										県退職手当組合負担金	5,706
										公務災害補償基金掛金	83
								8. 旅費	47	費用弁償	11
										普通旅費	36
								9. 交際費	50	交際費	
								10. 需用費	1,271	消耗品費	544
										食糧費	10
										燃料費	299
										修繕料	418
								11. 役務費	2,013	通信運搬費	1,183
										ごみ処分手数料	22
										申請手数料等	2
										指定金融機関事務手数料	726
										保険料	80
								12. 委託料	7,413	職員健康診断委託	108
										職員健康管理業務委託	330
										ネットワーク等管理委託	750

									顧問弁護士委託	660
									EAP（従業員支援プログラム）等 業務委託	1,395
									職員研修委託	114
									人事給与管理システム保守委託	484
									職員採用試験委託	77
									公文書管理支援委託	874
									情報セキュリティ支援委託	759
									例規データ更新委託	1,386
									地方公会計支援委託	476
							13. 使用料及び 賃借料	11,470	複写機使用料	192
									通行料・駐車料	20
									例規執務システム使用料	581
									ホームページ使用料	603
									グループウェア使用料	880
									データセンター使用料	792
									財務会計システム使用料	1,677
									サーバー・ネットワーク機器賃借料	4,277
									パソコン賃借料	586
									自動車賃借料	713
									人事給与管理システム賃借料	1,149
							17. 備品購入費	233	書棚	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							18. 負担金補助 及び交付金	8,214	研修・講習会負担金 94 派遣職員負担金 8,074 労働基準協会負担金 40 防火保安協会負担金 6	
計	119,009	91,531	27,478				119,009			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 監査委員費

1. 監査委員費	511	365	146				511			
							1. 報酬	150	識見・議会選出監査委員	
							8. 旅費	289	費用弁償 200 旅費 89	
							10. 需用費	9	消耗品費	
							13. 使用料及び 賃借料	14	通行料・駐車料	
							18. 負担金補助 及び交付金	49	三地区事務研修会出席者負担金 3 都市監査委員会会費 46	
計	511	365	146				511			

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	338,601	302,356	36,245			75,016	263,585			
							2. 給料	90,528	職員22人	
							3. 職員手当等	56,126	扶養手当 3,084 地域手当 2,809 住居手当 264	

									通勤手当	1,649
									特殊勤務手当	1,981
									時間外勤務手当	903
									休日勤務手当	1,096
									管理職手当	3,714
									期末手当	19,958
									勤勉手当	18,568
									児童手当	2,100
							4. 共済費	44,684	県共済組合負担金	30,814
									県互助会負担金	299
									県退職手当組合負担金	12,817
									公務災害補償基金掛金	700
									社会保険料	54
							7. 報償費	186	環境委員謝礼	
							8. 旅費	50	旅費	
							10. 需用費	1,343	消耗品費	784
									食糧費	3
									修繕料	556
							11. 役務費	1,512	通信運搬費	519
									ごみ処分手数料	153
									車検代行料	58
									法定点検手数料	101
									保険料	681
							12. 委託料	139,303	職員健康診断委託	293
									庁舎清掃業務委託	788

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									警備業務委託 1,064 消防設備点検業務委託 625 電気設備保守点検業務委託 1,662 エレベーター点検業務委託 499 自動扉保守点検業務委託 178 し尿収集運搬業務委託 129,000 分析業務委託 4,214 し尿くみとり券取扱業務委託 40 設計監理業務委託 940	
							13. 使用料及び 賃借料	3,337	複写機使用料 498 通行料・駐車料 15 テレビ受信料 38 放流配管敷設料 100 電子申請システム使用料 528 複写機賃借料 398 パソコン賃借料 1,597 自動車賃借料 163	
							18. 負担金補助 及び交付金	179	研修・講習会負担金 165 県廃棄物適正管理協議会負担金 10 電波利用料 4	
							26. 公課費	1,353	自動車重量税 147	

										大気汚染賦課金	1,206
2. し尿処理費	125,131	160,426	△35,295			9,804	115,327	10. 需用費	74,244	消耗品費	4,293
										燃料費	322
										印刷製本費	281
										修繕料	21,633
										光熱水費	28,834
										薬剤費	18,881
								11. 役務費	83	機器検査手数料	
								12. 委託料	37,438	し尿処理施設運転管理業務委託	27,192
										活性炭再生及び入替業務委託	6,652
										砂ろ過・ろ過材入替業務委託	815
										重油タンク点検業務委託	100
										施設内ポンプ点検業務委託	116
										貯留槽清掃業務委託	1,584
										沈殿槽清掃業務委託	551
										上水タンク清掃及び水質検査 業務委託	44
										水質試験室床面剥離洗浄作業 業務委託	50
										空調機清掃業務委託	334
								13. 使用料及び 賃借料	1,331	監視パソコン賃借料	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							14. 工事請負費	11,903	前処理設備点検整備工事 6,719 汚泥処理設備点検整備工事 5,184	
							17. 備品購入費	132	施設用備品	
3. ごみ処理費	681,948	621,398	60,550			422,766	259,182	10. 需用費	342,892	消耗品費 82,197 燃料費 6,465 印刷製本費 ごみ処分手数料納付書等 110 広報・チラシ 40 市指定ごみ袋 38,278 修繕料 21,918 光熱水費 114,747 薬剤費 79,137
							11. 役務費	82,455	焼却灰処分手数料 46,950 機器検査手数料等 92 酸素・空気ボンベ充填手数料 126 クレーン法定検査手数料 17 市指定ごみ袋販売手数料 35,270	
							12. 委託料	116,773	草刈業務委託 3,300 消防設備点検業務委託 493 焼却灰運搬業務委託 24,057 ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務委託	

										20,295	
										ごみ処理施設運転管理業務委託	
										55,000	
										塩化水素計保守点検整備業務委託	
										4,257	
										4成分分析計保守点検整備業務委託	
										4,243	
										3系酸素濃度計点検整備業務委託	
										872	
										釣銭機保守点検業務委託	198
										ホイストクレーン年次点検業務委託	
										98	
										水槽清掃業務委託	229
										地下タンク・埋設配管気密検査業務委託	100
										クレーン点検業務委託	1,320
										電気室等エアコン清掃業務委託	
										320	
										2系ガス冷却塔配管洗浄業務委託	
										1,254	
										排水配管洗浄業務委託	
										737	
								13. 使用料及び 賃借料	18,194	車両借上料	152
										ろ過式集じん器ろ布賃借料	17,846
										無線機賃借料	196

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							14. 工事請負費	108,940	焼却施設定期点検整備工事 108,324 監視カメラ設置工事 616	
							17. 備品購入費	8,013	2 t ダンプ 7,452 施設用備品 561	
							18. 負担金補助 及び交付金	4,681	大阪湾圏域広域処理場整備事業 負担金	
4. ごみ処理施設 整備事業費	9,946	8,608	1,338			9,946	1. 報酬	36	施設基本構想策定委員報酬	
							8. 旅費	10	施設基本構想策定委員費用弁償	
							12. 委託料	9,900	施設基本構想策定業務委託	
計	1,155,626	1,092,788	62,838			507,586	648,040			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,870,223	1,795,288	74,935	9,230		20,823	1,840,170	2. 給料	765,320	職員207人
								3. 職員手当等	591,538	扶養手当 36,372 地域手当 24,051 住居手当 8,823 通勤手当 18,444 特殊勤務手当 7,851 時間外勤務手当 48,929 管理職員特別勤務手当 487 夜間勤務手当 13,438 休日勤務手当 50,446 管理職手当 27,629

									期末手当	169,203
									勤勉手当	152,539
									児童手当	33,326
							4. 共済費	383,527	県共済組合負担金	269,654
									県互助会負担金	2,706
									県退職手当組合負担金	107,457
									公務災害補償基金掛金	3,188
									社会保険料	522
							7. 報償費	10	表彰等	
							8. 旅費	3,962	旅費	
							10. 需用費	48,417	消耗品費	4,120
									食糧費	199
									燃料費	6,569
									印刷製本費	1,062
									修繕料	4,977
									貸与品費	7,508
									光熱水費	23,982
							11. 役務費	15,161	通信運搬費	13,716
									ごみ処分手数料	100
									申請手数料等	202
									法定点検手数料	47
									広報用音源録音技術料	3
									保険料	643
									クリーニング料	450
							12. 委託料	13,715	職員健康診断委託	4,419

									スマートフォンレンタル使用料等	41
								17. 備品購入費	1,156	事務用備品 240 庁舎用備品 722 予防用備品 194
								18. 負担金補助 及び交付金	16,520	研修・講習会負担金 1,143 派遣職員負担金 8,429 消防長会負担金 460 消防協会負担金 105 滋賀県消防学校負担金 2,230 消防大学校負担金 517 救急救命士研修所負担金 2,071 名神高速道路協議会負担金 7 近畿救急隊員部会等負担金 18 甲賀地域救急業務高度化運営協議会 補助金 240 甲賀幼少年女性防火委員会補助金 200 大型運転免許等取得補助金 1,100
								26. 公課費	1,039	自動車重量税
2. 消防施設費	222,707	300,495	△77,788		14,500		208,207	10. 需用費	74,363	消耗品費 8,880 燃料費 10,221 はしご車オーバーホール 44,819 修繕料 10,443
								11. 役務費	9,133	車検代行料・登録廃車手数料

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									391	
									申請手数料等	71
									機器検査手数料等	5,533
									酸素ボンベ・空気ボンベ検査、 充填手数料	1,356
									消防機器等廃棄処分手数料	97
									保険料	1,685
							12. 委託料	65,778	高機能消防指令システム及び消防 救急デジタル無線施設保守管理業務 委託	27,019
									Jアラート受信機保守委託	154
									訓練塔長寿命化工事監理業務委託	1,560
									本部空調設備更新実施設計業務委託	10,445
									高機能消防指令システムLTE対応型 AVM一部更新委託	19,382
									各署端末装置用バッテリー更新 委託	572
									大納言直流電源装置バッテリー 更新委託	5,313
									構内自動電話交換設備バッテリー 更新委託	1,025

										無線指令受付装置バッテリー 更新委託	308
								13. 使用料及び 賃借料	617	大納言山基地局土地使用料 自動車賃借料 無線機賃借料	117 342 158
								14. 工事請負費	64,424	蛍光灯LED化工事（石部・土山） 訓練塔長寿命化工事 非常用電源更新工事（石部）	3,161 41,829 19,434
								15. 原材料費	523	消火薬剤	
								17. 備品購入費	7,869	警防用備品 救急用備品 救助用備品	5,156 1,890 823
3. 消防庁舎建設 費	24,750	0	24,750				24,750	12. 委託料	24,750	湖南中央消防署整備基本設計 業務委託	
計	2,117,680	2,095,783	21,897	9,230	14,500	20,823	2,073,127				

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	317,236	237,215	80,021				317,236	22. 償還金利息 及び割引料	317,236	衛生 消防	224,379 92,857
2. 利息	13,537	16,055	△2,518				13,537	22. 償還金利息 及び割引料	13,537	衛生 消防 一時借入金	11,147 2,190 200
計	330,773	253,270	77,503				330,773				

(款) 6. 予備費

(項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000		予備費	
計	3,000	3,000	0				3,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	年間支給率(月分) 期 末 手 当	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	その他の 手 当	計						
本年度	長 等	人 2	千円 240	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	240	
	議 員	10	470							470		470		
	その他の 特別職	17	264							264		264		
	計	29	974							974		974		
前年度	長 等	2	240							240		240		
	議 員	10	470							470		470		
	その他の 特別職	15	342							342		342		
	計	27	1,052							1,052		1,052		
比 較	長 等													
	議 員													
	その他の 特別職	2	△ 78							△ 78		△ 78		
	計	2	△ 78							△ 78		△ 78		

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本年度	人 235 (1)	千円 0	千円 892,089	千円 635,506	千円 1,527,595	千円 445,922	千円 1,973,517	
前年度	237 (2)	0	869,155	602,922	1,472,077	425,483	1,897,560	
比 較	△ 2 (△1)		22,934	32,584	55,518	20,439	75,957	

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本 年 度		197,181	179,044	40,860	27,990	20,829	34,264	9,675	50,774	487	9,568	51,396	13,438
前 年 度		183,947	167,903	40,418	22,740	19,958	36,662	7,775	49,874	561	9,053	51,302	12,729
比 較		13,234	11,141	442	5,250	871	△ 2,398	1,900	900	△ 74	515	94	709

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本年度	人 2 (0)	千円 0	千円 4,512	千円 2,547	千円 7,059	千円 2,381	千円 9,440	
前年度	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
比 較	2		4,512	2,547	7,059	2,381	9,440	

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管 理 職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
本 年 度	千円 968	千円 813	千円 0	千円 135	千円 101	千円 0	千円 0	千円 120	千円 0	千円 264	千円 146	千円 0
前 年 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	968	813	0	135	101	0	0	120	0	264	146	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
	千円		千円		
給 料	22,934	給与改定に伴う増減分	31,730		
		昇給に伴う増加分	9,847		
		その他の増減分	△ 18,643	職員の異動等によるもの	
職員手当	32,584	制度改正に伴う増減分	14,699	期末手当	3,974千円
				勤勉手当	3,797千円
				地域手当	4,456千円
		その他の増減分	17,885	職員の異動等によるもの	
				扶養手当	2,472千円

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分	行政職	
令和7年2月1日現在	平均給料月額 (円)	318,056
	平均給与月額 (円)	445,721
	平均年齢 (歳)	39.6
令和6年2月1日現在	平均給料月額 (円)	311,855
	平均給与月額 (円)	474,922
	平均年齢 (歳)	40.3

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	国 の 制 度
		行政職 (円)
高 校 卒	188,000	188,000
大 学 卒	213,600	220,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年2月1日現在	1 級	60 (1)	26
	2 級	28	12
	3 級	19 (1)	9
	4 級	62	27
	5 級	27	12
	6 級	26	11
	7 級	7	3
	計	229 (2)	100
令和6年2月1日現在	1 級	50 (1)	23
	2 級	30	14
	3 級	17 (2)	8
	4 級	61 (1)	28
	5 級	29	13
	6 級	25	11
	7 級	8	3
	計	220 (4)	100

注 職員数()内は、短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 主 幹 専 門 員	課長補佐 所長補佐 室長補佐	室 長 参 事 課 長 担当課長 所 長	次 長 事務審議官 事務統括官 事務局長
消 防 職	主 事 消 防 士 消防副士長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	室 長 参 事 副 署 長 分 署 長 課 長 担当課長 署 長	次 長 事務審議官 事務統括官 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計		代表的な職種		
				行 政 職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	235 (1)		235 (1)		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215		215		
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0		0	
		3号給 (人)	9		9	
		4号給 (人)	206		206	
	比 率 (B) / (A) (%)		91.5		91.5	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	237 (2)		237 (2)		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	220		220		
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0		0	
		3号給 (人)	21		21	
		4号給 (人)	199		199	
	比 率 (B) / (A) (%)		92.8		92.8	

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	
前 年 度	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	有	
国の制度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	

注 支給率() 内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職者特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	管 内	東 京 都 特 別 区
支 給 率 (%)	3.0	17
支給対象職員数 (人)	237 (1)	0
国の指定基準に基づく 支 給 率 (%)	3 ~ 6	20

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	1.0	1.0	1.0
支給対象職員の比率 (%) (令和7年2月1日現在)	95.2	95.2	95.2
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
ごみ処理施設運転管理業務委託	550,000	令和5年度から 令和6年度まで	55,000	令和7年度から 令和8年度まで	110,000	0	0	0	110,000
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	76,560	令和5年度から 令和6年度まで	20,295	令和7年度から 令和8年度まで	40,590	0	0	0	40,590
し尿処理施設運転管理業務委託	93,060	令和5年度から 令和6年度まで	27,192	令和7年度から 令和8年度まで	54,384	0	0	0	54,384
令和7年度 触媒ろ布の購入	39,930	令和6年度	0	令和7年度	38,624	0	0	0	38,624
2tダンプの購入	7,592	令和6年度	0	令和7年度	7,452	0	0	0	7,452
施設整備基本構想及び委員会運営支援業務委託	34,431	令和6年度	6,600	令和7年度から 令和8年度まで	19,800	0	0	0	19,800
市指定ごみ袋取扱い業務	79,750	令和6年度	0	令和7年度	73,548	0	0	73,548	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	33,050	令和6年度	0	令和7年度	24,057	0	0	0	24,057
令和7年度 焼却施設定期点検整備工事	108,324	令和6年度	0	令和7年度	108,324	0	0	0	108,324
ごみ処理施設用薬剤の購入	78,004	令和6年度	0	令和7年度	78,004	0	0	0	78,004
し尿処理施設用薬剤の購入	17,823	令和6年度	0	令和7年度	17,823	0	0	0	17,823
3系・予備噴射水加圧ポンプ更新修繕	4,800	令和6年度	0	令和7年度	4,158	0	0	0	4,158
湖南中央消防署整備基本設計業務委託	24,750	令和6年度	0	令和7年度	24,750	0	0	0	24,750
令和8年度触媒ろ布の製造	42,486			令和7年度から 令和8年度まで	42,486	0	0	0	42,486
市指定ごみ袋取扱い業務	91,713			令和7年度から 令和8年度まで	91,713	0	0	91,713	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	34,430			令和7年度から 令和8年度まで	34,430	0	0	0	34,430
ごみ処理施設用薬剤の購入	87,051			令和7年度から 令和8年度まで	87,051	0	0	0	87,051
し尿処理施設用薬剤の購入	20,769			令和7年度から 令和8年度まで	20,769	0	0	0	20,769